

西ドイツ経済専門家委員会答申の政策論理

坂野光俊

一 はじめに

本稿は、西ドイツの経済専門家委員会⁽¹⁾（以後委員会又はSVRと略す）の第一回（一九六四年度）答申から一九八〇年度答申までの答申内容の特徴を、主として歴史の変遷と主要内容・論点に着目して明らかにしようとするものである。この作業は、先進資本主義国の経済政策の、特に七〇年代という危機の時代における、危機管理の経済政策論理を捉える作業の一環をなしている。勿論、西ドイツという特殊な一国の経済政策論理であり、しかも、現実に実施された政策自体に貫徹された論理ではなく（共通のものも勿論あるが）、政策当局に対する答申、勧告に示されたそれであるという限定性をもっている。しかし、本稿ではこれらの限定の意義の分析は除いて、さしあたり、委員会答申（それも特別答申は一応除いて、年次答申のみ）の中に流れている現代的な危機管理の経済政策論理をそれ自体として析出することを課題とする。

考察の順序は、先ず、次節で委員会設置にいたる背景・経過を簡単に概括し、第三節で委員会と答申の法規定上また形態上の特徴等について明らかにし、第四節で第一回から第一七回までの年次答申に示された政策論理の

変遷を、その主要特徴点に限って略述し、第五節で分野別の政策運用基準の特徴を示し、第六節で七五年度答申以降におけるスタグフレーション・構造危機への対策の論理を明らかにする。

二 専門家委員会設置にいたる経過

1 ナチスの統制経済体制と東独の計画経済体制とに対する反感と対抗から、戦後西ドイツの経済運営において、国家の経済干渉、特に「計画化」に対しては強い拒絶反応が支配して来たことはよく知られている。経済政策論においても、基本的に市場経済システムの安定的機能への信頼に基礎をおく新自由主義的傾向が、オイケンらのフライブルグ学派のオルド・リベラリズムの、更には「社会的市場経済」論の形で強く支配していた。⁽²⁾ それらの立場も、①カルテルや独占体の形成を阻止したり、それらのうち不可避なものを限定する独占規制、②租税政策による所得の再分配、③一定の社会的最低限を保障する社会政策という経済政策的関与を、その体系の一環に内包していた。⁽³⁾ しかし、体系的な景気政策論は持っていなかった。その意味でエアハルト時代の経済政策は、「点的干渉主義」に限られ、景気対策もストップ・アンド・ゴーの全く事後的対応に限られていた。

事実、六〇年代初頭までの経済政策が集中していたのは、①ポツダム協定の非カルテル化条項の諸帰結をとり除くこと、②補助金と減免税の形態で民間資本蓄積をグローバルに促進すること、③特定分野（重工業、輸産業、住宅建設、交通、エネルギー供給）を政策的に助成することであって、⁽⁴⁾ 将来を見通した「計画的」な成長指向的構造政策や経済安定化政策装置の発動は行なわれなかった。経済成長にともなう諸矛盾が顕在化していなかった五〇年代中頃まではその必要がなかったから、政策論理にそうした発想を欠いていたのは当然であったと言える

かも知れない。

然し、五〇年代中頃から六〇年代はじめにかけて、そうした経済政策運営に一定の限界が生じ、国家の経済政策上の役割・活動のあり方の一定の修正・再編成が、資本蓄積の発展にともなう経済的・社会的諸問題の発生、激化の中で求められた。SVR設置法、更には、六七年度の経済安定成長法(以下安定法と略す)はそうした動きの中で生み出された。

2 SVR法(及び安定法)を設ける要望は各種の答申の中にも、特に五〇年代中頃以降には明瞭に示されて来る。ここで連邦経済省及び大蔵省に付置されている学術諮問委員会(以下では前者をBBMW⁽⁵⁾、後者をBBMF⁽⁶⁾と略記)の勧告を中心にして、経済界や経済政策担当者がどのようにSVR法への道を歩んできたかをみておこう。⁽⁷⁾
 答申・勧告面から委員会設置への歩みをみると五〇年、五四〜五六年、六〇年と三つの時期に区分できる。

(1) BBMWは一九五〇年九月の一七次答申「所得分配の構造政策上及び景気政策上の諸問題」で、「労資双方と独立の専門家とから国民経済全体の利益の維持を保障する形で構成される」専門家を賃金・俸給決定に関して設けることを勧告した。

(2) 五〇年代半ばにはこの問題に関連する答申が相次いで出された。五四年一〇月のBBMWとBBMFとの共同答申は、現代の経済活動、経済政策さらには労資の賃金交渉にとって国民経済全体の発展予測が極めて重要になっているので国民経済計算を実施する必要がある、直ちにその準備にとりかかるようにと主張した。翌五五年六月のBBMW答申「生産性基準賃金政策の諸問題」は、生産性上昇を賃上げの直接的尺度にすることに留保条件をつけながらではあるが、原則として、生産性を基準にした賃金政策をとるべきことを勧告した。続いて、

五五年一〇月の両委員会の共同答申は、当時の景気過熱状態に対処するに必要な経済政策上の措置を勧告したが、特に財政政策に焦点をあわせて歳出面、租税面で過熱を抑制する措置とその制度化を主張した。さらに、五六年六月及び七月の共同答申「景気政策の諸装置とその法的制度化」は、経済政策を景気政策の観点から総括し、法の制度化の具体的内容を勧告して、六〇年代に実施される景気安定化に関する諸法規の原型を示した。即ち、第一節「目的設定」では「通貨単位の購買力の安定、生産諸力の完全利用、国際収支の均衡」の三点を安定的成長のための政策目標として示し、最後の第八節「経済プログラムと国民経済計算」では、景気政策が成功するには統一的な構想が必要であり、政府はこの全体像を経済プログラムの形で毎年議会と国民に示す法的義務を負うようにすること、このプログラム作成のため国民経済計算局を設け、プログラムのための資料の加工、作成及び政府への経常的助言を任務とすべきであると勧告した。なお、競争制度、対外経済関係、貨幣信用、財政、賃金、年金の各個別政策分野について具体的な対策も詳しく論じていた。

(3) 第三の画期は一九六〇年である。六〇年一月、連邦銀行総裁ブレッシングはアデナウア首相あてに当時の物価と賃金・利潤との関係を論じたメモを送った。この勧告の中で、彼は基本的には生産性基準賃金政策を展開し、生産性の平均上昇率を上まわる賃上げは、当時の条件下では、企業がコスト上昇を価格上昇に転嫁しうるので、価格上昇をもたらすと判断し、労組には過大な賃金要求をしないように、経営者にはコストの低下を価格引下げに反映させるようにアピールした。続いて同月末にBBMFは「景気過熱の危険に直面しての財政政策の課題とその可能性についての態度表明」において、景気の現状における財政政策の課題を、支出面、公信用面、税制面について検討し、経済安定政策実施のための新たな法規を設ける必要を指摘した。

さらに、六〇年二月にBBMWは答申「景気を考慮した賃金政策の可能性と限界」において五五年六月の答申を具体化し、実質賃金増加は長期的には労働生産性上昇に一致せざるをえないことを前提にして、さしあたりの賃金上昇の是認しうる尺度としてGNP成長率を用いることを述べ、賃金政策を国民経済的に許容しうる限度にとどめる必要から、全ての経済政策関与諸機関(特に政府や議会による公官庁の経済政策、連銀、労働団体、経営者団体)の分別ある協働(一種の「協調行動」)を求めている。

3 このように、五〇年代中頃から六〇年代はじめにかけて、各種の勧告で国民経済の「計画的・安定的」運営の必要、そのための政策装置体系の整備、特にインフレ・賃金にかかわって労資間の協調行動の重要性、独立専門家委員会設置等が求められた。「社会的市場経済の第二局面」に入ったとして、「総合的な対社会政策」の構想の必要性が語られたのもこの頃であった。⁽⁸⁾

六二年一〇月にヨーロッパ経済共同体によって加盟国の経済政策目標の協調化を含む行動プログラムが出されたのも、西独国内での前記の動きを促進した。エアハルトは、この時点ではいかなる経済計画化も断固拒否したが、「一九六二年の経済発展及び六三年の展望についての報告」が、後の政府の年次経済報告の原型としてはじめて出され、六三年六月には連邦議会がSVR法を可決し、六四年には、財政改革委員会が設けられて、経済安定法(六六年第一次法案)に向けての具体的動きが始まり、計画恐怖症の支配していた自由主義的伝統の強い西ドイツでも、六六〜六七七年恐慌を経て急ピッチでケインズ主義的政策体系の整備が進められた。

なお、SVR法は全会一致で議決されたが、与党キリスト教民主同盟(CDU)・社会同盟(CSU)、特にエアハルトは、SVR法が自らの政策に支持を与え、労資とくに労組の要求を科学的権威で自制させることを期待し、

野党社会民主党（SPD）は、政府を批判しコントロールする基礎がSVRによって与えられることを期待していた。⁽⁹⁾

当初は、SVR見解が政府の政策的立場と一定の対立（特に為替政策で）を示し、個々の政策遂行上の不適切さを批判したので、野党や労組の期待はかなりみだされたかに見えたが、SVRの立場が基本的に政府や企業家団体のそれに近く、エアハルトらの期待が長期的、基本的に実現したことは後述の通りである。

三 専門家委員会と年次答申

1 連邦共和国における経済全体の発展につき定期的に助言をするため、また経済政策上責任を負う諸機関の及び国民間での判断を容易ならしめるために設けられたSVRは、特別の経済学上の知識をもち、国民経済上の諸経験をつんでいる、政府・企業家団体・労組から独立の五人の専門家によって構成された（SVR法第一条⁽¹⁰⁾）。

SVR構成員は連邦政府の提案に基づき大統領によって任命され、連邦政府は新会員を推せん前にSVR会員の意見をきくことになっている。会員の任期は五年で再任は可能である。会員が任期終了前に辞任した時は、新会員は前任者の残任期間につき任命される（第七条）。

SVRの決定は三人以上の会員の同意を要する（第八条）。少数者が答申のとりまとめで異なる見解をもつ場合、それを答申で表明しうる（第三条）。

なお、年次答申ごとの「五賢人」は第一表の通りで、かなりの連続性をもっていることがわかる。後にみるように答申内容が、五人の委員の意見の多様性が形式上認められているにもかかわらず、一定の継承性をもっている。

表1 各年次答申における「5賢人」

1964	Wilhelm Bauer	Paul Binder	Herbert Giersch	Helmut Koch	Frik W. Meyer
65	"	"	"	"	"
66	"	"	"	"	Wolfgang Stützel
67	"	"	"	"	"
68	"	Manfred Schäfer	"	"	"
69	"	"	"	Norbert Kloten	"
70	"	"	Olaf Sierert	"	Claus Köhler
71	"	Armin Gutowski	"	"	"
72	"	"	"	"	"
73	"	"	"	"	"
74	Gerhard Scherhorn	"	"	"	"
75	"	"	"	"	Kurt Schmidt
76	"	"	"	Gerhard Fels	"
77	"	"	"	"	"
78	"	Horst Albach	"	"	"
79	Werner Glastetter	"	"	"	"
80	"	"	"	"	"

るのは、構成員の再任可能性とSVR会員による新会員の推挙という人的つながりを保障しうる法的規定によっている。

2 法第二条は、SVRの任務を規定しているが、その要点を簡条書きにすると次の通り。

(1) 経済全体のその時々々の状態とその発展の見通しについて意見を述べる。

(2) その際、市場経済秩序の枠組みの中で、

(3) どのように、価格水準の安定、高い雇用水準、対外経済均衡を、同時に、恒常的な適正成長をしつつ保障しうるかを述べる。

(4) その分析の中に所得と財産との形成と分配もとり入れる。

(5) 特に、(3)の諸目標をおびやかす国民経済の総需要と総供給との間の、現にあるまた将来起りうる、緊張の原因をも示す。

(6) 研究調査に際しては種々の仮定を置き、その多様

な作用を評価する。

(7) 誤った発展可能性をも、その回避と除去のために示すべきだが、特定の経済政策上、対社会政策上の措置に対する勧告を行なってはならない。

S V R の任務のこの法的規定で注目されるのは、(2)の枠組みが法的に与えられていること、所得・財産の分配への配慮が(3)の三目標とは別個に追加的に規定されていること、更に、(5)(6)(7)が相互に矛盾する可能性をはらんでいることである。⁽¹¹⁾

3 委員会は年次答申(J G)を毎年十一月一日までに連邦政府に提出し、政府はそれを立法機関に提示し、同時に委員会はJ Gを公表する。提示後八週間以内に政府はJ Gに対する態度表明を行う。また、委員会は前記2の(2)(3)の諸目標が脅かされるおそれがある時には追加的答申(S G)を提出できる(第六条)。

これまでに出版されたJ GとS Gの発表時期とテーマは第二、三表の通り。一回のS Gが、恐慌時及び景気過熱時、六九〇七三年の国際通貨危機の時期と石油危機の時点に、また七四〇七六年恐慌からの脱出策をめぐる政策的選択の対立が激化した時に集中していることが明らかである。

4 西ドイツの経済政策体系、经济管理システムは六七年の経済安定成長法(以下安定法と略記)によって大きく整備された。安定法及びそれによる政策運営体制とS V R法との関連を捉えておくことが必要であるが、ここで安定成長法体系に詳しく触れる余裕はない。⁽¹²⁾ 国民経済規制の考え方、方法については両者とも基本的に同じであり、安定法はS V R法とそれまでの答申にもられた思想を一層具体化したものである。⁽¹³⁾ 連邦政府は毎年一月に議事に年次報告を提出することになっているが、その内容は、①S V RのJ Gに対する見解、②年次努力目標の

表2 SVR の年次答申（JG）一覧

年次答申	発表年月日	答申につけられた表題（副題）
JG 1964/65	1965. 1. 11	安定的通貨——定常的成長
JG 65/66	1965. 12. 13	停滞なき安定化
JG 66/67	1966. 11. 30	拡張と安定
JG 67/68	1967. 12. 6	成長における安定
JG 68/69	1968. 12. 4	対外経済調整の選択肢
JG 69/70	1969. 12. 3	ブームのなかで
JG 70/71	1970. 12. 3	変動の中の景気——リスクとチャンス
JG 71/72	1971. 11. 22	為替、貨幣価値、競争——明日のための決定
JG 72/73	1972. 12. 6	貨幣価値に同等の地位を
JG 73/74	1973. 11. 22	安定化のための勇氣
JG 74/75	1974. 11. 22	明日のための完全雇用
JG 75/76	1975. 11. 24	上昇を前にして
JG 76/77	1976. 11. 24	投資すべき時
JG 77/78	1977. 11. 22	より高い成長——より多くの雇用
JG 78/79	1978. 11. 23	成長と通貨
JG 79/80	1979. 11. 22	外からの挑戦
JG 80/81	1980. 11. 25	適応強制の下で

表3 経済専門家委員会の特別答申（SG）一覧

発表年月日	テ - マ
1967年3月	1967年春における景気状態
1969. 6. 3 及び 7. 3	国内経済安定と対外経済均衡
1969. 9. 25	1969年9月末における賃金=及び価格政策の状態
1969. 10. 4	1969年10月はじめにおける通貨政策の状態
1970. 5. 9	1970年春における景気状態
1971. 5. 24	1971年5月における景気=及び通貨政策の状況
1972. 7. 3	1972年7月における通貨政策の状況
1973. 5. 4	1973年5月における景気政策の状況
1973. 12. 17	石油危機の経済全体への作用
1975. 8. 17	1975年8月における景気政策の状況
1978. 6. 19	1978年6月における経済状態

数値による提示（年次計画）、③当該年度における経済財政政策の提示からなっている。このように、安定法による総体的誘導の政策装置体系に、SVRのJGもその一環として位置づけられている。

四 年次答申の特徴とその変遷

1 答申の構成上の形式は、毎年決ったテーマを取扱う部分とその時々々の政策上の重要問題を取扱う特別テーマ部分とに区別しうる。前者としては、当該年次の景気状態の分析（世界景気の状態、貿易・国際収支、貨幣・信用、財政、賃金・労働市場・分配、等国民経済の主要分野の詳細な分析）、次年度の経済予測、次年度及びその後に向けての政策上の提言（この部分は特に特別テーマと内容上不可分）がある。関連法規、統計資料、経済計算上の方法説明を載せる付録もこれに入るだろう。それらを除いた特別テーマは第四表の通りであるが、SVRがその時々々どんな問題を重視したか、何が政策上の課題であったかを知る一つの手がかりとなる。

以下本節は、一七回の年次答申の内容的特徴がどう変化し、また何が変わらずに貫徹したかを捉える試みであるが、紙数の関係で各答申毎の詳しい特徴づけは割愛せざるをえない。また、第五節、第六節で取扱うテーマについては本節では重複をさけるため、七四年度答申以下は簡潔にしてある。

2 各年次答申の内容に入る前に、答申の背景となった西独経済発展自体の特徴を捉えておく必要があるが、ここでは第五表に示した諸資料と年表によって時期区分のみを示すにとどめざるをえない。

①連邦政府の政党構成は、六六年にCDU||CSUと自由民主党FDPとの連立政権から大連立(CDU||CSUとSPD)となり、六九年にSPDとFDPとの少連立に転換し、その後社会||自由連合の連立政府が続いて

表4 年次答申（JG）における特別テーマ一覧

JG 64	ドイツ経済の対外的結びつき、価格と貨幣価値
JG 65	貨幣減価に抗して、成長と構造転換
JG 66	通貨安定と成長、安定適合的所得政策の諸問題
JG 67	成長の中の安定のために、安定＝成長政策の諸問題
JG 68	安定と対外均衡をとまなう拡張、財産形成、財政改革、地域政策
JG 69	景気政策の若干の基本問題、国際通貨制度への代案、農業政策
JG 70	通貨減価に抗して、安定的成長のために、潜在生産力基準景気政策の諸要素
JG 71	首尾一貫した競争政策
JG 72	所得分配の諸問題、インフレに抗して
JG 73	ヨーロッパ通貨同盟の展望、安定化への勇氣
JG 74	安定化政策構想、明日のための完全雇用、石油危機の長期的帰結
JG 75	市場経済の危機、拡張と再建の同時達成
JG 76	健全化と成長政策的配慮、ヨーロッパの通貨制度
JG 77	雇用問題の要因、経済成長による完全雇用
JG 78	雇用・成長・通貨
JG 79	安定強化と投資増大のために、石油高価格への適応、発展途上国への供給
JG 80	ヨーロッパにおける農業政策

JG 64 には、特別テーマとして区分しうる章節はないが、内容上重要と思われる章を一応かかげておいた。

いる。②経済面では、この間二度（六六／六七年と七四／七五年）の恐慌を経験している。景気循環としては、この恐慌の中間に資本過剰の一次的表面化としての七一年がある。六三／八〇年の期間は、六七年、七一年、七五年を境にして四つの循環期に区分される。③失業率に明白に示される如く、西独の経済状態は七四／七五年以前と以後では明白に異なり、七四／七五年恐慌は六六／六七年恐慌とは質的に異なる危機的性格をもっている。財政赤字の増大テンポも同じことを示している。④六九／七三年には数回のマルク切上げ、変動制移行、共同フロート等々と、国際的結合の極めて高い西独経済にとって重大なマルクの対外価値が頻繁に切上げられ、制度変更がみられた時期であること、従って、この期を境にして、安定政策体系が変化せざるをえなかった。⑤国際収支面からみて、二度の石油危機の時期が全く異なる動きを示している。六七／六九年と七三／七八年（特に七三・七四・七八の各年）に經常収支は大幅な黒字であつ

て、対外均衡目標を大きく上まわっている。それに対し七九・八〇年は六五年とともに数少ない赤字の年度である。

この期の以上のような特徴を反映して、答申の内容も六九年までと七四年以降とでは対称的な特徴をもっており、七〇～七三年は一種の過渡期として捉えられる。後述のように、六九年まではケインズ主義的経済規制の体系が支配的であったのに、七四年以降はマネタリズム的色彩が支配的となったと特徴づけうる。そして、七〇年頃からはじまったインフレ対策上の政策方向の転換が次第に具体化し、七二年頃からは全政策体系にひろがりはじめ七四年にマネタリズムへの転換は一応完成したとみなしうる。七五年以降はその立場からの危機脱出策の展開・行財政の再編成、賃金抑制政策が一層前面に出されてくる。このように答申内容の基本的変遷を捉えることができる。

3 第一回の六四／六五年答申（以下、六四答申というように略記）は、年次答申の原型を示すものであるから、その特徴をやや詳しく捉えておかねばならない。

(1) 第一章冒頭で、まず西独の経済発展がますます国際的経済関係、特に欧州・大西洋地域の同盟国との結びつきによって規定されていることを確認する⁽¹⁴⁾。そして、西独成立以来の輸出の高い比重がもった意義を、①輸出需要が景気上昇の起動力であった、②輸出の中心が技術的に高度に発達した投資財産業の製品である。③対外的結びつきの強さは国際価格関係を通してインフレ輸入をもたらす、④外国への強い依存は景気政策の目標達成にとり困難をもたらすこと、に認めている⁽¹⁵⁾。また、①輸出部門の投資財中心の構造、②主要輸出産業での高い生産性上昇率による比較費用優位、③国内インフレ率の相対的低さにもとづく価格優位、のうちに輸出競争力の強さ

と主要経済指標

工業品 生産者上 昇率 (%)	失業 率 (%)	失業者 数 (万人)	經常収支 (億マルク)	資本収支 (億マルク)	通貨量増加率 (%)				全公共団体財政収支等 (10億マルク)				
					現金	M ₁	M ₂	M ₃	支出	税収	収支尻	信用 調 純額	公債 残高
0.5	0.9	18.6	9.9	6.2	5.2	7.1	6.9		110.9	91.6	△5.3	5.4	66.7
1.1	0.8	16.9	5.2	△13.3	9.3	7.8	6.7		121.5	100.0	△5.6	5.4	73.1
2.5	0.7	14.7	△62.2	21.4	6.3	7.5	6.1		129.9	106.2	△9.4	6.9	83.0
1.7	0.7	16.1	4.9	△6.0	4.1	1.4	6.1		137.4	112.7	△7.7	5.8	92.3
△0.9	2.1	45.9	100.1	△118.5	2.0	10.4	12.5		141.7	115.0	△12.1	13.0	107.2
△0.8	1.5	32.3	118.6	△61.3	3.4	6.3	11.6		151.3	122.0	△7.4	10.7	115.9
2.0	0.8	17.9	75.0	△186.8	6.4	6.4	10.2		176.9	145.6	2.5	2.5	116.1
4.9	0.7	14.9	31.8	151.1	6.3	8.8	10.5		188.3	154.0	△8.1	6.5	125.9
4.4	0.8	18.5	28.9	106.1	9.2	12.3	14.5	13.4	211.2	172.3	△15.6	13.9	140.4
2.6	1.1	24.6	25.6	120.2	13.6	14.6	17.0	14.4	239.2	197.0	△13.1	15.4	156.1
6.7	1.2	27.3	122.9	132.3	3.6	2.6	14.4	10.1	271.5	224.8	△8.8	11.4	167.8
13.3	2.6	58.2	265.8	△253.4	8.6	10.9	5.2	8.5	290.9	239.6	△27.3	22.5	192.4
4.7	4.8	107.4	99.2	△132.8	9.6	13.5	10.1	8.6	296.6	242.1	△63.8	53.6	256.4
3.7	4.7	106.0	97.1	△9.5	7.2	3.9	6.8	8.4	328.7	267.5	△48.0	46.7	296.7
2.7	4.6	103.0	98.0	△7.6	11.5	11.4	11.3	11.2	364.0	299.1	△31.2	31.7	328.5
1.2	4.4	99.3	175.0	57.9	12.9	14.3	13.1	11.0	393.5	319.1	△40.3	40.7	370.8
4.8	3.8	87.6	△101.4	93.2	4.8	4.2	8.3	6.0	420.8	342.9	△46.1	43.5	413.9
7.6	3.8	88.9	△298.3	56.4	5.1	3.8	8.4	6.2		365.0		52.4	468.6

9, 310, 316) による。総社会生産物成長率は実質値。
Bundesbank 1981. H9.

の原因を確認している。⁽¹⁶⁾こ
うした捉え方はその後も保
持されるが、貿易とインフ
レとの関係を主として国際
価格関係で捉えて、經常収
支の所得効果や国際収支の
流動性効果などには副次的
役割しか与えていないのは
特徴的である。

(2) こうした認識から、
マルク切上げまたは変動相
場制が肯定され、現実の固
定相場制が批判され、固定
制を前提とした政府の政策
上の立場と一定のずれが生
じている。⁽¹⁷⁾経済安定の不可
欠の条件として、固定制の

表5 1963～80年の年表

経 済		政 治		総社会 生産成長 率(%)	消費者 物価上 昇率(%)	
8月	経済専門家委員会設置法	10月	エアハルト連邦首相となる	1963	3.0	2.9
2月	五賢人任命さる			64	6.6	2.3
				65	5.5	3.3
2月	財政改革委員会答申	11月	キージンガー大連立政権、シ ラー経済相となる	66	2.5	3.5
6月	経済安定成長法			67	△0.1	1.7
				68	6.5	1.7
10月	マルク切上げ(9.3%), 1マ ルク=3.66ドル	10月	ブランド社会=自由小連立政 権	69	7.9	1.9
				70	5.9	3.3
5月	マルク・フロート 12月1マ ルク=3.22ドル	5月	シラー蔵相を兼務	71	3.3	5.2
2月	マルク切上げ, 1マルク=2. 90ドル	7月	シラー辞任	72	3.6	5.6
		12月	両独基本条約	73	4.9	7.0
3月	変動制移行					
		5月	ブランド退陣, シュミット首 相となる。	74	0.4	7.0
12月	財政構造改善法	11月	第1回先進国首脳会議(ラン ブイエ)	75	△1.8	6.0
				76	5.3	4.3
5月	新共同決定法			77	2.8	3.7
2月	印刷労組スト(新聞休刊)	7月	第4回サミット(ボン)	78	3.6	2.7
1月	鉄鋼労組スト(ルールでは50 年ぶり)			79	4.5	4.1
		10月	総選挙, 与党得票率合計53.5 %	80	1.8	5.5

- 1) 1963～79年統計は全て Jahresgutachten 1980/81 の付録統計資料 S.240, 255, 275, 278, 298～
 2) 1980年の統計は Wirtschaft und Statistik 1981. H.8 及び Monthly Report of Deutsche

克服、マルク切上げ又は為替の弾力化が求められるが、その際の経済安定とは主として通貨価値の安定であって、輸入インフレを為替政策によって防止し、国際収支均衡は、經常収支黒字を資本輸出促進によって均衡させるといふ発想が強く出ている。⁽¹⁸⁾

(3) こうして、安定政策体系の中で、本来、為替Ⅱ信用政策が財政政策よりも高い地位を占める(尤も、固定制の現実を前提とすると反循環的財政政策がさし当り重視される)。

政策目標のうち最も脅やかされているのは貨幣価値の安定であるとの認識⁽¹⁹⁾から、最も重視されたインフレ問題では、西独経済の対外的結合の強さによる外国からの影響が最大の要因で、国内的要因は賃金圧力以外には存在しないとみられる。しかも、「不当な」賃金上昇を労組よりもむしろ企業家の価格行動のせいにする。こうして、最大要因たる対外的要因には為替相場の弾力化で、国内的には市場の競争条件確保を目指す中期的な競争政策とならんで、「費用水準中立的賃金政策」で対処する。

(4) 上記のような脈絡で財政政策は当面、政策体系の中で第一義的地位を与えられるが、予算編成Ⅱ運営の反循環性Ⅱ循環適合性の基準は明示されないうまま、収支尻が前年比で変らなければ景気中立的、黒字減Ⅱ赤字増は拡張的、黒字増Ⅱ赤字減は引締めのとする「収支尻基準」的取扱いや、歳入歳入の対前年比の変化率が用いられている。

現実の財政運営に対しては、反循環的運営が不十分であり、支出構造では人件費比率が高く、公共投資比率が低いとの批判がなされ⁽²⁰⁾、また連邦制による行財政運営の連邦・州・市町村への分散と財政運営目標の不統一が欠陥として問題とされ、税源再配分が提起される。

財政の反循環的運用面での個別の判断の特色は次の通りである。①支出面より収入面の規制に重点をおく、②減税より支出増加の方が、拡張インパクトは大きい、③国家支出の継続的増加は、総需要中の国家支出割合を高めて経済安定にプラスの作用をする、④公債の反循環的活用は論じられているが、公債増加に対する判断基準は示されていないし、単年度での予算均衡を重視する傾向も完全には捨てられていない⁽²¹⁾。

(5) 統一的な景気政策Ⅱ経済規制政策体系の不可欠の一環をなす賃金Ⅱ所得政策は、費用水準中立的賃金政策

という特徴を与えられる。この考えを示す第二四八項は、「労資の賃金政策上の自主性を制約せず、失業なき貨幣価値安定を、或は、インフレなき完全雇用を可能にするような賃金政策の諸条件」として六項目を提示するが、その中心点は次の二項目に示されている。①貨幣的均衡が保たれている場合には所与の競争条件下で、価格水準と費用水準との間に一定の均衡関係がある。それ故、完全雇用下の貨幣価値安定問題は、国民経済的な費用水準安定問題と同義である。②費用水準を上昇させないためには、平均的にみて、時間当り生産物が国民経済全体で増加するよりも高い割合で、名目賃金が上昇してはならない。総費用中の資本費用の割合が低下したり、交易条件が改善されるなら、国民経済的生産性の上昇を上まわって賃金が上昇しても、費用水準が上昇しない余地が生ずる。逆の場合は逆である。

(6) 以上が六四答申の概要である。ここには、市場メカニズムの安定性に対する信頼から、景気政策が一般に必要なならばその中心は通貨・信用政策であるが、然し、固定相場制の下では通貨政策の活動余地は狭く、変動制移行が不可能だとするならば、フィスカルポリシーに重点が移されねばならない、という見方が示されている。

4 六五年第二回答申から六九年第六回答申までの特徴は、政策体系全体として次第にケインズ主義的経済安定化の政策体系が支配的になり、各政策分野で反循環的運用のための政策運用基準の整備が進んでいったことであつた。その際、特に六六／六七年恐慌とケインズ主義的総体的誘導政策による恐慌からの急速な回復がその方向を促進した。また、この恐慌が基本的には資本の過剰蓄積としてではなく、経済政策の失敗として捉えられるのが特徴的である。

(1) 六五答申は前年度答申での費用水準中立的賃金政策の考え方を、①それを実現するための協調行動の必要

性を指摘する点で、②賃金ガイドラインの提示のための数量化にとりかかった点で一步具体化をおしすすめて⁽²²⁾いる。

(2) 六六答申は、はじまり出した恐慌の影響を受けて書かれているが、総じて、六六答申まではその基本的枠組みは第一回答申と同じである。

恐慌の開始と資本増殖条件の困難化によって、賃金の意識的規制の方向は一層強まり、賃金ガイドラインは%まで細かく述べられ⁽²³⁾、費用増加の価格転嫁による価格引上げを止むをえぬものと捉え、金融引締めでこれを完全に阻止することは完全雇用を犠牲にするだろうと評価される⁽²⁴⁾。単位当り資本費用の上昇が、費用水準中立的賃上げの余地を縮小することも再確認される⁽²⁵⁾。

(3) 六七答申は恐慌を基本的に経済政策の失敗として捉える。過剰蓄積過程はむしろ否定され、景気過程の現象的叙述がなされている。ここには、経済過程自体は問題ないという市場メカニズムに対する楽観的見方（新自由主義的、マネタリズムの見方）と経済政策の力を殆んど無制限とみる見方（ケインズ主義に特徴的）との奇妙な結合がある。従って、恐慌の評価において七五答申、七六答申にみられる供給重視、賃金規制の視点と共に、景気拡張政策による需要増加策の必要性がなお一定の重要な位置を占めている。

既に安定成長法が成立し、第一次中期財政計画が示されていたが、これについて「拡張的な貨幣⁽²⁶⁾財政政策が過少雇用と対外不均衡をとり除く間、同時に価格安定を保障する装置を働かさないうら、この拡張政策を価格引上げの心配なしには弁護しえない」と警告しつつ、更に、投資刺激強化のための諸措置（増税措置の延期、減税、投資プレミアム、年金掛金引上げ計画の延期）を現状への代案として論じている。

安定成長法による總体的誘導体系の実施の中で、財政を一層景気政策の中心として用いることになったため、予算の「景気中立性」の基準として、潜在生産力の増大に見合った予算の伸びを景気中立的とみなす潜在生産力基準が示されるのも、この年の答申の特徴である。また、賃金Ⅱ所得政策が安定政策の中でますます重要性を高めてくる。

総じて、答申の歴史的展開の中で、この年と翌年の答申がケインズ主義的な總体的誘導論の頂点をなしている。

(4) 六八答申の中心問題は対外経済調整であるが、六七年の一六〇億マルクの黒字を六八年には上まわる可能性があり、それが対GNP三%となって中期的目標の三倍ともなるおそれがあると対外経済不均衡の拡大を懸念する。(28) マルク切上げ問題について賛成・反対の各論を総括し、切上げ反対論に反対すると同時に平価変更論にも反対し、変動制を求めるSVRの立場が示されている。

また、輸出超過が多額である年の資本輸出を經常収支黒字を解消するものと位置づけるが、ここでは西独巨大企業の資本輸出努力は単なる流動性還流問題としてのみ考えられている。(29)

また、賃金規制について、ガイドライン及び協調行動に続く第三の環をなす財産形成政策が、この答申で展開されている。ここでは後でみるように、賃金政策における市場適合性と費用中立性という二つの基本原則の間にディレンマがあり、そこからの出口として財形政策が必要であると述べられているのが注目される。(31) そして、賃上げ交渉の対象になるべき原資の一部を財産形成ファンドに集めることが提言され、その運用のいくつかのプランが言及されている。(32)

(5) 六九答申では六九年一〇月にマルク切上げが行なわれたことから当然の如く、対外経済調整と為替政策と

の問題が中心テーマとなり、ブレトン・ウッズ体制への代案が論じられる。

一方、貨幣・信用政策面で注目すべき変化の兆しが出ています。即ち、潜在生産力の中期的な増大に貨幣政策を準拠させて運営するという考え方で、⁽³³⁾これは景気政策全体を中期的ガイドラインを基礎にして景気を正常化する方向にもっていく考え方の一環であるが、然し、「適切な経済成長のための余地を確保し、同時に潜在生産力の短期的変動に適時に対抗的に作動すべきだ」⁽³⁴⁾との言及以上にはまだ充分具体化されていない。これが七〇〜七三年で具体化され、全体の経済政策構想に影響を及ぼすことになる。

5 七〇年から七三年度の答申は、世界及び西独経済の現実の矛盾の激化を反映して、前記のように、経済政策上の構想を転換した期間として特徴づけうる。その際、七一答申〜七三答申にケラーの少数意見が出され、この転換に一定の役割を果たしたことは後にみる通りである。また、丁度この時期の四つの答申に景気状態分析に総合指標が用いられるが、価格指標と数量指標との分裂による指標能力の低下のため、七四年からは用いられなくなる。

(1) 七〇答申の第四章「潜在力基準景気政策の諸要素」は、景気中立的予算を再論し、潜在力基準信用政策を論じている（第五節参照）。

貨幣価値安定問題では、これまで国外要因に求められていたインフレの主要原因が国内要因に比重を移し、⁽³⁵⁾賃金政策の反安定性も強調される。然し、賃金・物価・スパイラル論は、ここではまだ賃金ラグ論（好景気における実質賃金上昇率が利潤や生産性の上昇率に比して遅れているとの議論）で相対化されている。⁽³⁶⁾

(2) 七一答申の第四章「首尾一貫した競争政策」は、「競争は我々の市場経済秩序の支柱であり、競争を有効

に維持することは高度な国家的任務だ⁽³⁷⁾」との視点から、市場における「力の集積が高まるほど完全雇用を危険にすることなく価格水準を安定化することは困難になる⁽³⁸⁾」と、民間部門での管理価格の支配がインフレを促進し、完全雇用達成を困難にすることを指摘する。七二年以降は、経済力の集積が安定政策との関連でまともな問題となることなく、インフレ、スタグフレの主要原因の一つを企業部門の寡占・独占にみるこのような見解は出されない。その点でこの章は注目に値する⁽³⁹⁾。

(3) 七二答申の第五章は「所得分配の基本問題」をとりあげる。それまで委員会は、生産要素の稀少性に応じた所得分配を変更しえないとの理由で、分配闘争が機能を失っていると論じて来たが、この答申では労組の再分配要求を承認している。そこで、分配闘争が機能を発揮しえないという「市場経済の現実」と分配政策上の目標設定との対立が生じるが、委員会は、分配政策における戦略変数を所得の機能的分配(利潤対賃金)から被雇用者の財産形成に移す方向で、そこからの出口を求めている⁽⁴⁰⁾。

更に、貨幣Ⅱ信用政策を潜在生産力を基準にして運営する構想を体系化する試みがなされている。この点、がその後のマネタリズム的把握の支配をもたらすことにつながる重要な点だが内容は第五節にゆずる。

(4) 七三答申の第四章「ヨーロッパ通貨同盟の展望」は、この同盟がドイツ・マルク・ブロックと同義とみなされることを回避することに視点をおいて取扱われている。

この答申の最大の特徴は、安定法で体系的に整備された総体的誘導方式の限界がはじめて語られ⁽⁴¹⁾、経済安定の全政策体系の転換の必要が問題になったことである。即ち、インフレ問題で賃金・物価・スパイラル論が何の留保もつけずに展開され、総じて経済不安定の全責任が賃金に求められる方向がはじまったと言える⁽⁴²⁾。

6 七四答申以降今日までの答申の特徴は、七四/七五年恐慌の展開とその後の構造的危機の顕在化の中で、新自由主義⇨新保守主義的傾向を一層強め、国家の社会的諸施策と労組の賃金要求に経済不安定の責任を求める立場からの危機脱出策を供給条件⇨利潤条件の改善及び、財政健全化として展開する点である。そうした大勢の中で、経済政策の基本線をめぐる社会的対立が七七答申以降、委員会内部にも反映して一定程度労組の要求を反映した少数意見が提出されるようになった。

(1) 七四答申の第五章「安定政策構想について」は、七二答申以来の政策構想の変化を仕上げたと言える。「伝統的な総体的誘導構想のゲームのルールは、完全雇用と恒常的成長という目標について、国家に国家が担いうる何倍もの責任を負わせている」⁽⁴³⁾との立場から経済運営方式の従来型から訣別して、財政政策の役割を減じて貨幣政策を中心に移す新路線が展開される。なお、対外経済関係の安定と安定適的な所得政策、市場⇨競争政策は新路線においても、従来通り経済安定戦略の重要な構成部分をなしている。

(2) 七五答申以降の答申の論理を、第六節での論述と重複しないように特徴づけるため、ここでは七五/八〇答申の関連のみにとどめておく。七五答申で、七四年以降の恐慌・スタグフレーションの原因分析と対応策を問題にして、基本的に市場機構にまかせて賃金政策・景気政策・構造政策等は解消する方向を打ち出すが、七六答申では国際的・国内的な新たな条件に対応するための構造転換課題に対する市場の自動調整能力が十分でないとの認識から、基本的な市場機構中心主義の上に一定の構造政策は必要との判断が示される。七七答申では、七五・七六答申の方向を引きついで、需要要因の軽視・供給重視の傾向を一層強め、民間投資の活性化のために、賃金抑制と国家による投資及びイノベーション・リスクの分担、更に国家財政による社会的諸給付の軽減の方向

が示される。委員会の主張する、財政の再建と経済の安定・拡張・成長との同時達成の方向とは、このように労組と社会国家に責任をとりせていくものである。七八答申以降もこの立場は基本的に貫ぬかれている。

五 各分野の政策運用に関する基準

年次答申の内容をよりよく理解するには、答申で用いられている若干の基準または構想を捉えておかねばならない。それらは、潜在生産力や中央銀行貨幣量をどう計算するか等にかかわる現状診断のためのものとガイド・ラインの設定等政策策定にかかわるものがある。本節では後者のうち、財政、貨幣・信用、賃金・所得分配の諸政策分野に関するものについて、その概要を捉えよう。

1 六七年の安定法の成立によって、連邦政府は景気適的な予算を編成・運用する義務を負ったが、委員会は政府の安定化政策の評価をする必要があった。そのために、六七答申において、予算・財政の景気作用を判断するための基準を明確にすることに着手し、七〇答申までに一応完成させた。それは、景気に対して中立的な予算・財政の運営とは何か、を明らかにする形で行なわれた。

委員会は、景気変動を潜在生産力の稼働率が上下することと捉え、財政の景気への作用をこの稼働率への影響として把握する。即ち、潜在生産力の稼働率が、それがない時と比較して財政作用によって高まれば促進的・拡張的、下げられれば抑制的・引締めのとし、変化しなければ景気中立的と判断するわけである。具体的には、①支出が潜在生産力と同率で増加すれば、支出は景気中立的、②税収が税制不変として——しかも潜在生産力の増加に国民生産物の増加が相応するとして——国民生産物と同率で増加する場合、税収面は中立的、③税収の累進

的增加による抑制効果が、相応の支出増加または税率引下げ等で相殺されるなら全予算は中立的であるとされる。⁽⁴⁴⁾ここで、潜在生産力の増加率や収支の増加率を測る基準年度において、財政が景気中立的とみなされなければ、このような基準は無意味となるので、基準年度の選定が重要になる。委員会は、七八答申までは、六六年を基準年度としたが、⁽⁴⁶⁾七九答申以後は、七四〜七七年の平均をとってベースとしている。⁽⁴⁶⁾

そのように、財政への景気作用を潜在生産力に対する国家シェアを基準に判断するわけであるが、その際、実質シェアを捉えるには物価上昇を考慮する必要があり、価格上昇についても景気中立的なものを認めて、この範囲の物価上昇を実質国家シェア算出の際に考慮にいれている。⁽⁴⁷⁾

財政の経済効果の全てが、この基準を用いて捉え得ないことは勿論であるが、潜在生産力に対するすべての影響も捉えられるわけではない。財政による作用の方向と規模とを測るのみであって、作用の構造を示さない。しかも、作用の方向と規模についても「第一次的效果のみが測られて、乗数効果や後続の加速度効果などの二次的作用は考慮されない。……また国家支出増加のアナウンスメント効果も捉えられない」。⁽⁴⁸⁾

なお、景気中立的であることは、景気適合的であることを意味しないことは明らかである。国民経済がなんらの安定化政策を必要としない均衡状態にあるときだけ、景気中立性は景気適合性と一致しうる。従って、基準年度の財政運営が景気適合的であるかが疑わしいのが実際であってみれば、この基準で測定した財政上の景気インパクトが安定政策的任務を果たしたか否かは、委員会が答申で現に行なっているように、その都度景気状態を考慮して判断せざるをえないのであって、何か一定の尺度で自動的に判定されるわけではない。

2 委員会が貨幣政策実施上の原則・基準を独自に展開するのは七〇答申以降である。この答申で、潜在生産

力を基準に貨幣政策を運営していくという考え方が出され、その後も貫ぬかれることになった。この立場から実際に貨幣Ⅱ信用政策を運営する際に、政策運営上の変数を何と考えるかによって、二つの構想が生ずる。即ち、銀行流動性を規制の手段とみるか、中央銀行貨幣量を対象とするかである。六九年までは銀行流動性原則（しかも財政政策が中心で、貨幣政策は重要な役割を占めず）、七〇・七一年は潜在生産力を重視した貨幣政策の流動性残高说的形態の時期（まだケインズ主義的景気規制の考え方を基本にしていたが、六〇年代のように短期的なそれではなく、次に潜在生産力を基準として長期的安定化を指向する考え方が出されてきた時期、いわば、ケインズ主義の修正型に移っていた時期）、七二・七三年は、中央銀行貨幣説への転換期、七四年以降は中央銀行貨幣説による潜在生産力基準貨幣政策の時期というように区分することが出来よう。そしてこれはフィスカリズムからマネタリズムへの移行として捉えられる。⁽⁴⁹⁾

(1) 七〇答申で委員会は、安定化政策の基本を、経済発展の定常化による国民経済的目標の実現においているが、その際、供給能力の中期的增长に適合するように総需要を規制することが成長の定常化に不可欠となる。この総需要の規制を支払総額の規制でもって行なうのであるが、これを現金（一覽払預金を含む）の規制によってではなく、銀行信用を規制することで達成しようとする。具体的には二つの数量に着目する。一つは流動性比率（流動性残高の総資金収入に対する比率。流動性残高は銀行の資金収入と資金供与との差額）をある望ましい比率に維持し、⁽⁵⁰⁾ 過度の変動を回避すること、他は、信用量増加そのものを景気適的に規制することである。

この発想には、商業銀行の流動性比率と信用供与との間に少なくとも長期的な関連が存在することが前提されている。

七一答申においても上記の基本点は変らないが、流動性比率の代りに、規制の基準指標として計数的に捉えられた信用供与の上限額と信用創造余力とが提示されている。⁽⁵¹⁾

以上のように、この構想は、①貨幣量は直接には誘導・管理することは出来ない、②貨幣政策の目標は均衡的経済成長にとり十分な流動性を提供することである、③政策指標は数量的に計算した信用供与量の上限と信用創造余力である、④従って、貨幣政策は政策指標の増加を潜在生産力の中期的成長率に適合する形で定常化され、貨幣政策の反循環的動員は実質生産のほげしい循環的変動の時だけに限られる、という特徴をもっていた。⁽⁵²⁾

(2) この考え方は、主として委員の一人C・ケーラーによって展開されたといわれるが、M・J・M・ノイマンをはじめとするマネタリストからのほげしい批判を浴びた。その中心点として、ノイマンはとくに、①商業銀行の流動性残高とその信用供与との間に信頼しうる関係は存在しないこと、②最大限信用供与量と信用創造余力という指標は実物経済セクターに対する貨幣政策的作用の規模と方向とを常に正しく示すとは限らず、これらの指標を用いることは政策上の誤りを生ずる可能性があることを指摘した。⁽⁵³⁾

こうした批判は、七二・七三年に流動性比率が相対的に少なかったにもかかわらず、信用膨張のテンポは殆んどゆるまず、それが物価上昇をはげしくしたという経験によって裏書きされたかに見え、更に七三年に連銀が新路線に政策転換するに及んで、マネタリスト的立場は委員会の多数派を制することになった。その中でケーラー一人、自らの立場を固守して七二・七三年の答申で少数意見を表明しつづけた。⁽⁵⁴⁾

(3) 七二答申において貨幣量を直接管理する貨幣政策の新路線ともいべき構想が展開されはじめた。勿論、旧路線が一挙に新路線にとって変わったわけではない。七二答申の貨幣信用政策の分析においては、一方で旧構想

の指標が用いられつつ、他方で貨幣量と流通速度も重視される。政策提示の面では、新構想への移行は一層明白で政策戦略として貨幣供給を管理する方向にのり出す。中央銀行貨幣量Ⅱ「貨幣基盤」に直接着目するやり方もある。連銀が銀行の自由流動性準備の現在高を減少せざるなら、連銀は経済全体への中央銀行貨幣の供給をもっと自動的に管理しうる。連銀が民間の貨幣余力を国民経済全体の安定が保障される程度で創出していくことで総需要の増大に影響を与えることが出来る、というのである。この基礎には、インフレ的需要拡張が生じるのは、中央銀行貨幣が相応の規模で創出されるときだけである、という仮説がある⁽⁵⁵⁾。尤も、七二答申では、支払額の増加と貨幣量との関連は中期の傾向として緊密であるが、短期的には両者にズレが生じうる、このずれは貨幣回転速度の変化によって相殺される、従って、貨幣量の変化は貨幣政策の作用の単独の指標としてはまだ満足すべきものでない、とされている。また、中央銀行貨幣量の増加率をいくらにすべきかについては語らず、ただヨーロッパ共同体委員会の提唱する一〇〜一二%が高すぎることをだけ述べている⁽⁵⁶⁾。

七三答申ではマネタリス的傾向が一層具体化される。それは、①七三年三月のブロック・フロート移行によって、連銀の外為市場介入による国内貨幣量の膨張という条件が基本的に縮小された、②連銀自身が、七三年四月までに銀行の自由流動性準備を殆んど完全にゼロにした⁽⁵⁷⁾、という二つの新しい条件によって促進された面がある。七三答申で注目されるのは、ルールに反した者への制裁メカニズムが語られることである。貨幣政策に即して言えば、貨幣的な枠組みの提示によって安定適合的行動のためのガイドラインが設けられ、それに反する賃金協約（これがインフレにつながる）は、企業側には利潤減、労組側には失業という代償⁽⁵⁸⁾制裁が課せられる。それにより、国家は完全雇用責任から免がれ、反循環的フィスカル・ポリシーは基本的に余分なものであり、景気中

立的予算で代置されてよいものと考えられることになる。⁽⁵⁸⁾

七四答申の分析篇では、流動性残高説の諸指標は用いず、専ら、貨幣総量が、中心的には中央銀行貨幣量が取扱われ、戦略篇では「貨幣基盤」の目標数値を提示する。

遊休設備があり、失業者が相当存在するという景気局面を考えて、この時点での中央銀行貨幣量増加率を規定する要因として、①不可避的価格上昇、②現金保有態度の合理化の結果としての回転速度の変化、③設備稼働率の変化、④潜在生産力の中期的成長率をあげている。

①は物価上昇期待が安定化せぬ間は止むをえぬとされ、③の要因を加えることで、中期的な定常化を基準とした構想に反循環的モメントを加味している。だが同時に、そうした循環的変動に対し貨幣政策は平静を保つべきこと、貨幣基盤の増加率の変動は望ましくない価格⇨数量反応を生み出す危険があることがつけ加えられている。⁽⁵⁹⁾ こうして、貨幣政策実施の基準として景気中立的な貨幣量増加率が決められることになる。即ち、「貨幣基盤」が、持続的・不可避的なインフレ率を含めた潜在生産力の増加率に相応するテンポで増加する場合、それは景気中立的だとみなされる。そして、経済活動が長期的に、均衡経路から殆んどはずれないような形で展開していくなら、「貨幣基盤」の規制は、その増加率が景気中立的な率を基準にして、反循環的に適当な狭い限度内でのみ変動する場合に景気適合的であろう⁽⁶⁰⁾。然し、七〇年代前半のようにインフレがかなりのテンポで数年にわたって続くならば、貨幣価値安定の再建が優先的になされる必要がある。⁽⁶¹⁾

七五年度以降の答申では、すでに確立したマネタリスト的立場の一層の精密化と完成が追求されるが、基本点での新しいものは殆んどない。ただ、連銀の貨幣政策手段についてもっと新路線にふさわしく、伝統的手段であ

る最低準備率や再割引割当等よりも、公開市場政策を優先的に用いるべきことを勧告したり、貨幣増加率の目標数値と実績とのズレについての要因分析と、そこからの連銀への批判や注文が出されるのが主な点である。

3 分配政策に関する構想としては、第一回答申で費用水準中立的賃金政策が提示されたが、これは所得・財産分配の政策目標を経済安定目標に従属させるものであった。そして、両政策目標の対立関係の顕在化の中で、その解決策として、六七答申で財形政策が主張され、七二答申では、特殊な財形政策として「利潤参加」方式が強調された。

(1) 費用水準中立的賃金政策の核心は、(名目)賃金上昇が生産性上昇の枠内ならば、単位産出量当りの賃金費用は増加しないという生産性基準賃金の考え方である。即ち、変化率に換言すると、単位賃金費用変化率は賃金率変化率と被雇用者数変化率を加えたものから、実質社会生産物変化率と価格変化率とを差引いたものに等しい。従って、労働者数と物価を不変とすると、賃金率変化率と実質社会生産物変化率との差がゼロになれば、即ち、両者の変化率が同じならば単位賃金費用は不変である。これが生産性基準賃金の考え方であるが、費用中立的賃金の考えは、賃金費用だけでなく、資本費用をも考慮するし、更に、交易条件の変化やいわゆる構造変動の賃金額効果⁽⁶²⁾も含んでいる。

委員会は、実際に政策提示をする際には、資本費用も構造変動効果もコンスタントと仮定して考えに入れずに、従って、生産性基準賃金構想に交易条件効果を加えたものに等しい実質賃金ポジションを尺度として用い、これがコンスタントならば、即ち、民間部門の実質賃金増加率が交易条件効果で修正された労働生産性上昇率に等しいならば、賃金上昇は費用中立的だとしている⁽⁶³⁾。

この考え方が政策的に用いられるならば、物価安定・経済安定目標には役立つとも、所与の所得分配が前提されて、労組の所得再分配要求Ⅱ分配平等化目標が考慮に入らないことは明らかで、労働者側の不満を解消することは出来ない。ここから、安定目標と分配目標の二律背反を緩和する独自の構想が展開される必要が生じてくる。

(2) こうして、七二答申から「限定持分による利潤参加⁽⁶⁴⁾」という構想が展開された。問題の焦点は、労働者が費用水準中立的賃金以上の所得を、どうして、インフレ圧力や投資減退を生ぜしめることなく入手しうるかというところにある。即ち、従来、利潤減に対して企業がとって来た価格引上げや投資抑制という對抗措置を企業家にとらせることなしに、被雇用者に有利な再分配が出来るか否かである⁽⁶⁵⁾。委員会の見出した解決策は、利潤とリスクと持ち分Ⅱ責任とを結びつけることであつた。即ち、持ち分Ⅱ責任の再分配による所得再分配という考え方である。

この考えの基本は、毎年の賃上げ率を、協定化されて賃上げにまわされる部分と請負い部分とに分割し、後者を持ち分(一種の出資金)として、年度末の利潤分配に参加させるといふものである。こうして、労働者は、持ち分にまわつた賃金部分の他に利潤の一部を手に入れるという有利な再分配の可能性を手に入れるのみならず、これで働き口を失うというリスクを軽減される、「雇用リスクが所得リスクに転化される」と評価される⁽⁶⁶⁾。

被雇用者が雇用保障を確保しながら、分配上の立場を改善するといふ、この構想の意図する事態が展開するか否かは、現実の利潤がいかに増大するかという点の他に、企業家の態度に決定的に依存している。しかも、この分配面における労資の關係に経済安定目標達成の鍵があずけられる。「企業家側が自発的に利潤を犠牲にした再分配に同意する場合にだけ、国民経済全体の安定が脅やかされない⁽⁶⁷⁾」。もし、この同意が容易に得られるならば、

これまでの種々の再分配の試みがつまづくことがなかったであろうことを考えると、この構想が成功裡に実施される見込みは極めて乏しいと言わざるを得ない。そのことは、七〇年代後半の答申で、委員会自身、費用水準中の賃金構想を放棄して賃金抑制を重点的政策とし、利潤条件を改善して、民間資本投下に有利な条件をつくるという形での供給重視政策を強めていったことが証明しているといえる。

六 スタグフレーション、構造危機と供給重視路線

1 七五答申以降委員会は、スタグフレーションからの脱却、西ドイツ資本主義の構造転換、成長軌道の確立という、まさに危機管理問題にストレートに直面し悪戦苦闘を強いられる。その中で、ますますケインズ主義的な需要管理の発想は拒絶されて、市場機構への信頼にもとづく供給管理構想が前面に出る。それに合わせて分配政策・財政政策の再編成が勧められる。

(1) 七五答申における恐慌分析は次の四点をその原因として数えあげる⁽⁶⁸⁾。国内原因の第一は、六九／七〇年ブーム以来激しくなった分配闘争であり、第二原因は、国家が潜在生産力に対する負担を、民間のそれを相応に引下げることなしに、公共財供給や市場的になされた所得分配の修正を企図して、引上げたことである。第三は対外要因として、固定相場制にあまりに永くしばらくはられ過ぎたこと（そのため連銀は民間や国家のインフレ的要因のファインナスを防止するよう貨幣供給を規制しえなかった）、第四は、インフレへの慣れIIインフレ期待である。

すでに七三年に変動相場制に移行し、同時に連銀による抑制的通貨管理が前面に出て、それがインフレ期待への対応策として位置づけられている段階では、前記のような原因分析から、今後の政策的対応を考えると、第

一と第二の原因が大きくとりあげられるのは当然の成りゆきである。

こうして、七〇年代前半に反市場的分配Ⅱ高賃金が、賃金・物価・スパイラルをもたらすという形でインフレ原因の第一とされたとすれば、七〇年代後半には高賃金が失業の第一の原因でもあるとして、賃金・失業・スパイラル論も展開される。スタグフレーションの第一原因は、まさに分配の誤り、高すぎる賃金ということになる。従って、短期的観点での需要拡大政策は役に立たない。それに代って、委員会の安定政策の中心になるのは、①引締めの貨幣政策によって、徹底して金融余力を削減してインフレ・リスクを雇用リスクに転形させる、その下で、②労資に対する分配政策上の自制をアピールすること、③市場の制裁メカニズムの強化である。しかし、①が作用すればするほど、②の役割は低下し、国家の所得政策上の責任は軽くなり、国家は財政政策を中期的視点に立って、中傭に運営することだけが必要になる。⁽⁶⁹⁾

こうして、労資と国家（財政政策、所得政策）が反市場的な行動をすることのないように求められる。反市場的行動が生じたなら、市場メカニズムが行ったものの責任をとがめて罰を与えるというのである。

労資、とくに労組と国家が市場適合的に行動することが、即ち、賃金抑制による「利潤期待の安定化」と「国家活動の修正」（社会給付の抑制）とが、経済拡大と財政健全化をもたらすというのである。

(2) 七五答申では、市場機構にまかせせることによって、構造転換の課題も果しうるとしていたのに対し、七六答申はこの点での市場の自動調整機能に限界があることを認めて、その限りで構造政策を国がとることを是認するという点で、七五答申から一步ふみ出している。⁽⁷⁰⁾ 即ち、単に、市場機構の問題処理能力に期待したり、利潤期待の安定化が解決につながることを主張するだけでなく、従来委員会には禁句であった供給側への構造政策的関

与が主張され、その一環として世界に冠たる競争力を誇って来た輸出産業への国家的助成の必要性も語られる。⁽⁷¹⁾ こうした主張の基礎には、問題は需要不足ではなく供給側にあるという、この時期の委員会答申に共通の見方が存在している。こうして成長政策的配慮が必要となるが、その主要内容は新しい色彩をもった所得政策、即ち、所得の機能的分配（利潤対賃金）を変更すること（勿論、利潤に有利に）である。⁽⁷²⁾

また、財政再建Ⅱ「健全化」は、これまで国家が行なってきた諸活動分野から身をひくことによって達成されるという方針が示される。然し、それは一律に行政守備範囲を縮小するのではなく、国民生活向けの分野で重点的に縮小されることが期待される。まさに、不況の長期化の責任は、「社会国家」と労組とが負うべきものとされる。

(3) 七七答申は、その序文で答申の基本視点を次のように宣言する。⁽⁷³⁾ 「総需要の持続的弱さは自立的現象ではなく、結局、国民経済の供給側での失敗に起因するということを明確にしようとする努力が、赤い糸の如く答申を貫ぬいている。過熱でさえもそうであり、西独だけのことでない。欠けているのは、より多くの需要ではなく、より多くの生産が欠けている……だから雇用問題の諸原因の我々の分析から、来年には一貫して経済成長による完全雇用への道を求めるといふ助言が成立する」。供給側での投資意欲が、構造転換に対する適応困難、対外経済条件の変化、高すぎる賃金水準等によってそがれてしまう。だが、結局は、賃金問題が主要な責任を負わされる。「他の理由から生じるかもしれない供給面の諸問題が、完全雇用を不可能にしてしまうほど激しくならないような賃金水準が常に存在する」⁽⁷⁴⁾ というわけである。

この様な現状認識から、当然、政策的対応としては供給面の条件改善が中心になる。もっとも、不況の長期化

にともなつて、需要刺戟的景気対策も拒絶されていないが、それだけ一層基軸は供給対策であることが強調される。

「雇用問題の主要原因は需要側の代りに供給側に求めうる。『需要増加は雇用増加を創出する』との文言は正しい。逆の『雇用増加は需要増加を創出する』も正しい。……需要が供給に不可避的に先行せねばならぬことは決してない。……多くのものの共演の中ではかくして供給はその需要を創出する」⁽⁷⁵⁾、こうして問題は供給条件にあることが再確認される。そして、この面では国家の役割は、後退どころか積極的拡充が期待される。

「市場の自己回復力の強さに対して疑問があるなら、特に、投資性向の改善のためにより多くのことを実行するようにすべきだった。SVRは近年の年次答申において、国家が投資とイノベーションのリスクを、また構造転換の費用をより多く分担すべしと主張して来た。国家はこの道をためらい乍ら歩んだに過ぎなかった」⁽⁷⁶⁾として政府が批判される。そして「公課負担が投資阻害的な税から投資促進的な税に移されること、また、民間投資を促進する経費支出に高い優先順位を認めること」⁽⁷⁷⁾が国家に期待される。

(4) 七八答申では、前年度に示されていた景気政策への一定の評価は後退し、民間収益条件の改善という供給側面整備を重視した方向へと純化される。「七三〇七七年に克服すべきものが、特に景気問題だったとすれば、これからは成長問題が中心となろう」⁽⁷⁸⁾。財政政策は、これまで以上に成長政策的課題を重視することになり、一層鮮明に新古典派的ゲームのルールを基礎にするようになる。その際、軸点は分配問題であり、労使が適当な第一次的分配となるよう配慮し、国家が必要な修正を適切に行うなら、他のすべては安定的な民間セクターにまかせようというのである。こうして生れた条件の上で民間投資が経済成長をもたらし、成長は完全雇用をもたらすと

ともに、インフレ問題、構造問題を解決する。

(5) 七九答申は、一方で、この様な政策が代替投資の根強い上昇をもたらし、構造転換を自主的投資によってのりきろうとする企業努力とあいまって、投資景気により、四％の生産増加という好成绩をおさめたこと⁽⁸⁰⁾を誇ると同時に、他方、失業問題が依然として未解決のままであることを認めざるをえない⁽⁸¹⁾。それにもかかわらず委員会は労組等が要求している失業克服策（支出政策の強化、労働時間短縮、選択的労働市場政策等）を重視していない⁽⁸²⁾。さらに、第二次石油危機への適応という構造調整の第二段階の問題については、国家による支援とは、国家が自らの赤字を解消することであり、それが資本費の引下げ、石油節約的⁽⁸³⁾に代替的投資を促進することになる。構造転換の指針が利潤によって与えられるという形で、適応コストを配分するようにすべきである、とされている⁽⁸³⁾。ここでも、民間投資の活性化↓成長↓雇用⁽⁸⁴⁾にインフレ⁽⁸⁴⁾に構造問題の解決という論理が語られる。

(6) 八〇答申も、同様の基本線に立っている。「連銀は経済全体の潜在生産力の成長によって決められる貨幣量という政策構想を堅持すべきで……中央銀行貨幣量が八一年中に約五・五％上昇するように配慮すべきである⁽⁸⁴⁾」。「財政政策の新しい拡張プログラムは指示しない。需要重視の総体誘導は、その活動余力の終末に到達したようである。……だから、我々は、現実の経済状態に関して何らこれ以上の財政政策の措置を勧めない。国家は、むしろ、中期的な健全化コースを出来るだけ鮮明に堅持するべきである⁽⁸⁵⁾」。「次の賃金交渉において、賃金政策は分配余力を非常に少なくすべきである。我々は、年度途中の費用水準修正の余地を残すような協定を勧めたい⁽⁸⁶⁾」。これが、連銀、連邦財政、賃金交渉当事者⁽⁸⁶⁾に労資に対してなされた景気政策にかかわる勧告の核心部分である。

2 このような賃金抑制、利潤に有利な所得再分配と国家の投資・イノベーション・リスクへの参加（それが

可能になるように国家財政の再編成、社会的給付の抑制と投資促進税制、産業基盤整備の強化）↓利潤期待の安定化↓民間投資の活性化↓経済成長↓雇用増大とインフレ問題・構造問題の解決、という構想にもとづく、委員会内の多数派の見方に対して少数意見が七七答申から現われた（七一―七三のケーラーの少数意見とはその意義を質的に異にする）。

シエルホルン（七七・七八答申及び七八年特別答申）とグラステッター（八〇答申）の少数意見は、基本的には同一の考え方にもとづく⁽⁸⁷⁾とみて差しつかえない。

七七答申で、経済政策路線にかかわる選択肢として、「成長を通じての完全雇用」の路線と「より多く国家に、より少なく労働を」の路線が検討対象となり、多数派は前者をとったのであるが、シエルホルンは、多数派の路線が、時間短縮のテンポを速めなくとも中期的に全ての求職者に職を保障しうる程の高い成長率が可能であると仮定しているのに対して、批判を表明し、国家シェアの漸進的引上げと最近のテンポを上まわる適当な速さでの時間短縮をとまらう中位的な成長経路を実施することが、妥当であるとの態度を表明している⁽⁸⁸⁾。

七八年六月の特別答申でも、彼は、時間短縮なしで完全雇用を達成しうる見込みはないことを主張し、時間短縮は勤労者自身の希望を上まわるものだとする多数派の意見は正しくないと彼らを批判している⁽⁸⁹⁾。

七八答申でも同様の視点から少数意見を出しているが、多数派が成長と雇用に対して国家の果す役割を否定的に捉えているのに対し、肯定的に捉えるべきことを、また多数派が需要重視の正否に関連して、人間の欲求の発展を無限であるとして、需要重視をすることは一層供給に隘路をもたらすだけだとみるのに対し、シエルホルンは、所与の条件下では、人間の欲求にも一定の限界のあることを示して、多数派の需要重視論批判に反批判を加えている⁽⁹⁰⁾。

八〇答申で、多数派は、潜在生産力を基準にする政策運営方針にもとづき、財政政策が雇用重視の拡張政策をとることを拒否し、資金交渉においては労資に（具体的には労組に）費用水準を修正させないようにさせている。これに対し、グラステッターは同意せず、賃金引上げ政策によって雇用増加をはかり、時間短縮措置も実施すべきである、と主張している。⁽⁹¹⁾

七 お わ り に

以上、専門家委員会の年次答申の内容・論理の展開を、答申の文言自体に語らせる形で追って来た。委員会答申は、それが元来もっていた新自由主義的な社会的市場経済論の土台の上に、六〇年代後半の世界及び西独資本主義の危機要因の累積の中で、ケインズ主義的総体的誘導の論理をとり入れるが、六九年から七三年にかけての通貨危機、固定相場制から変動制、ブロック・フロートへの制度転換の過程で一層激化したインフレに対して、総体的誘導路線の有効性が失なわれるにつれて、フィスカル・ポリシーと貨幣政策との経済安定政策体系の中で地位が逆転し、潜在生産力の中期的発展傾向にリンクしたマネタリズム的な規則結合的政策運営を基軸とし、短期的反循環策を補完的とする政策論理へと転換する。この立場は、七四年からのスタグフレーション・経済危機の中で、その責任を労資の間の所得分配関係（具体的には労組の過大な賃金要求）と国家による社会的生産力への過大な負担おしつけとに求める形に発展し、更に、需要面ではなく、供給条件の悪さ、即ち、利潤条件の不安定による民間投資条件の悪さ、それをひきおこしている分配面の利潤の不利さ（それは反市場の高賃金に起因するとされる）と国家による構造改善政策の欠如とに責任を求める形の供給重視路線へと展開する。

「五賢人」は、こうした方向にしか経済危機からの脱出路はないと語りかけている。それは、一方で、今日の西ドイツで経済安定達成の展望が、いかに困難であるかを示していると同時に、他方で、経済安定を達成するには、生活水準を切下げて利潤取得条件を改善しなければならぬということ公然と主張することによって、国民生活と利潤取得制度とが天秤にかけられているところに問題の根本があることを明らかにしているといえる。インフレの不断の進行、百万人前後の完全失業者が存在する中で、国民の八六%を占める被雇用者は、賃金抑制と社会的諸給付の切下げを求められることを考えるとき、六四年以来一七年間の委員会答申展開の帰結は、極めて重大な告白をしていると言えよう。

委員会答申の示す道とは異なる経済政策路線を求めて、経済政策に関する討論が、単に研究者のみならず、労働運動や住民運動レベルでも、特に七五年以降活発化して来たのも理由なしとしない。七七年以降の答申で、シエルホルンやグラステッターが少数意見を表明せざるをえなかったのは、こうした社会的動向を不十分ではあっても反映させたものとみるべきであろう。

(1) 六三年八月一四日の経済専門家委員会設置法 (Gesetz über die Bildung eines Sachverständigenrates zur Begutachtung der gesamtwirtschaftlichen Entwicklung) により六四年二月に五人の委員が任命され発足。なお、SVR設置法は全文二三条より成り、その後六条が僅かに変更されただけで今に到っている。法律の主要内容は第三節をみよ。委員会は毎年十一月(若干の例外があり、第一回目は翌年の一月)に出す定例的年次報告(Jahresgutachten)と不定期の特別答申(Sondergutachten)を出してゐる。

(2) 新自由主義の西ドイツ的タイプとしてのオールド・リベラリズム(更には社会的市場経済論)をどう捉えるかは、それ自体、独自の考察を必要とする固有のテーマをなす。SVR答申の基本的立場が、これらのタイプの新自由主義とどんな関連にあるかについての詳しい分析は、ここでは断念せざるをえない。本稿では、さしあたり、新自由主義の

特徴を一般的に次のように捉えておく。市場＝価格メカニズムの基本的安定性を前提にして、自由な競争秩序を阻害する諸条件を除去し、市場の有効性を維持する秩序政策 (Ordnungspolitik) に国家の政策的関与を基本的に制限し、経済活動それ自体への関与、即ち、経過政策 (Ablaufpolitik) へ特に景気政策は拒絶する考へ方。なお、邦語文献としては、次の論文がこれらの点に比較的詳しく考察を行なっている。野尻武敏「新自由主義の経済秩序と経済政策」(『日経学叢論集』一五号、一九七二年)。

- (3) IMSF-Informationsbericht Nr. 30, Sachverständigenrat zwischen Keynesianismus und Monetarismus, Frankfurt/M. 1979. S.2
- (4) Wirtschaftskrise und Wirtschaftspolitik. Beiträge des IMSF Nr. 4 Frankfurt/M. 1976. S23f.
- (5) Der Wissenschaftlichen Beirat beim Bundesministerium für Wirtschaft. 一九七七年設置。委員二〇～三〇名。
- (6) Der Wissenschaftlichen Beirat beim Bundesministerium der Finanzen. 一九四八年五月一三日に設置された Steuerbeirat が前身で、四九年一月以降現在の名称となる。約一五名の委員で構成される。
- (7) 以下の叙述は次の文献を参照。
 - IMSF-Informationsbericht Nr. 14, Der Sachverständigenrat—ein Instrument staatsmonopolistischer Lohnregulierung, Frankfurt/M. 1973. S.2～8. IMSF-Informationsbericht Nr. 30 S.2-7. W. Meißner, Die Lehre der Fünf Weisen, Köln, 1980. S15-17
 - FRGFR 閣議の答申及び報告書 Der Wissenschaftlichen Beirat beim Bundesministerium der Finanzen, Entscheidungsbungen, Stellungnahmen und Gutachten. 1949-1973, hrsg von Bundesministerium der Finanzen, Tübingen, 1974, S103-107, 109-134, 222-232
 - (8) “トナー・マンペックが一九六〇年以前の論文をまとめた。Müller-Armack, Die zweite Phase der Sozialen Marktwirtschaft, Ihre Ergänzung durch das Leitbild einer neuen Gesellschaftspolitik.
 - なお、社会的市場経済論の「文」及び「フ」のトナー・マンペックの業績及び報告書 H. Hoffmann, Zu Arbeit und Werk von Alfred Müller-Armack, in Widersprüche der Kapitalismuskritik. Festschrift zum 75. Geburtstag von Alfred Müller-Armack, hrsg. von C. Wartin/H. Willgerodt, Stuttgart 1976

- (9) B. S. Frey, *Theorie demokratischer Wirtschaftspolitik*, München, 1981, S. 379-381
- (10) 政府からの独立性の点で、大統領と一体の行政機関的性格をもつアメリカの経済諮問委員会CEA (Council of Economic Advisers 三名の委員)と異なっている。なお、SVRとCEAの比較を論じたものに次の論文がある。
H. C. Wallich, *The American Council of Economic Advisers and the German Sachverständigenrat, a study in the economics of advice*, in *The Quarterly Journal of Economics* vol. 82 No. 3 (August, 1968)
- (11) 委員会法による法規上の経済政策目標が、なしたと同時に達成しうるか否かの問題は、基本的問題である。この点について、委員会答申自体は、同時達成は不可能とは明言していない。もし、そう明言するなら、SVRは自らの存立の基盤を否定することになる。然し、答申の具体的分析や政策検討においては、諸政策目標が現実と同時に達成することが困難であることを示唆することはしばしばある。なほこの点については、G. Gefgen *Vom Dilemma des Gesetzauftrages*, in R. Moltor (Hrsg.), *Zehn Jahre Sachverständigenrat*, Frankfurt/M., 1973.
- (12) 経済安定法とそれによる経済運営体制の再編成については、なしあたり、次の拙稿を参照、「西ドイツ財政」(林栄夫他編「現代財政学体系第四巻」国際財政論「有斐閣、一九七三」)。
- (13) SVR法と安定成長法との目標規定の仕方の(表現上)差異について論じたものに次の論文がある。L. F. Neumann, *Im Sinne der normalen Wirtschaft*, in R. Moltor (Hrsg.), a. a. O., S. 9-32.
- ノイマンは、①安定法に用いられている「経済全体の均衡」という表現はSVR法にはない、②SVR法は目標の実現を「保障する」よう調査分析をすすめることを求めているのに、安定法は目標実現に「寄与する」ことが求められている、③SVR法ではその分析に所得・財産の形成・分配を含めることを求めているが、安定法ではその指摘は全くないことを指摘し、これらの違いが二つの点で、経済分析や政策構想上での少なからぬ差異を生じうる可能性を指摘している。
- ①「経済全体の均衡」には、経済と社会における諸対立の過小評価をもたらす形而上学がある。これをアプリオリに分析の前提にしない方がそのような過小評価におちいる可能性はより少ないであろう。②経済政策についての助言の中に所得・財産の形成・分配の視点を入れることは、安定法第一条の基底にあるテクノクラートの効果判定基準を民主的な分配判定基準で補完する可能性を支える。

- (17) Jahresgutachten 1964/65 des Sachverständigenrates zur Begutachtung der gesamtwirtschaftlichen Entwicklung, Ziffer 1. 以下次の様記す。 JG 1964, Z. 1.
- (18) JG 1964, Z. 7~10, 161, 236.
- (19) Ebenda, Z. 7, 26, 34.
- (20) Ebenda, Z. 243
- (21) Ebenda, Z. 237~243
- (22) Ebenda, Z. 158
- (23) Ebenda, Z. 201, 210
- (24) Ebenda, Z. 193~216
- (25) JG 1965, Z. 187~192
- (26) Ebenda, Z. 303
- (27) Ebenda, Z. 317, 318
- (28) Ebenda, Z. 310
- (29) JG 1967, Z. 307
- (30) Ebenda, Z. 184.
- (31) JG 1968, Z. 192
- (32) Ebenda, Z. 86
- (33) Jのチャートを市場理論的視点と資本蓄積論視点の矛盾として、委員会の経済学を批判したものに次の論文がある。
 W. Hanesch, Zur Inflations- und Krisenanalyse des Sachverständigenrates, in Handbuch 3, Inflation-
 Akkumulation-Krise I, hrsg. von E. Altvater u. a., Frankfurt/M. 1976.
- (1) JG 1968, Z. 286, 288.
- (2) Ebenda, Z. 302
- (3) JG 1969, Z. 270

- (34) Ebenda, Z. 272
- (35) JG 1970, Z. 303
- (36) Ebenda, Z. 201
- (37) JG 1971, Z. 377
- (38) Ebenda, Z. 380
- (39) この年度以降、市場の独占的・寡占的構造が体系的に問題とならなかったことは、委員会のマネタリズム的傾向への転化と一定の関連性をもっていると思われる。周知の如く、ケインズの経済政策の基礎にある現代資本主義認識においては、「一般理論」が完全競争を前提にしているのとは対称的に、経済力の集中化過程の進展による自由競争の市場構造の解体が明白に前提されている。例えば、「自由放任の終焉」や「私は自由党员か」などには、そのことが明瞭に語られている(特に「The collected writings of John Maynard Keynes. Vol. IX, p. 288-291, 304-306」)。ケインズ理論を財政的に具体化した、フィスカル・ポリシー論を展開したA・H・ハンセンも同様の発想を基礎にしている。「これらの変化は、通常、自由市場経済から計画経済への移行という言葉で表現されている。……管理経済では、政府、会社、組織団体のすべてが、市場機構に直接的な影響を及ぼす。……制度環境のこうした深刻な変化が重要なものであることは疑を代入れない。もはや原子論体制に還ることは出来ない。会社組織、労働組合、政府干渉は存続し続けるだろう。……我々は「計画か無計画か」の岐路に立っているのではなく、民主的な計画化か全体主義的組織化かを選択しうるだけである」(A. H. Hansen, *fiscal policy and business cycles*, 1941, p. 46-47)。
- このように、「ケインズ主義的・フィスカル・ポリシー論の「原型」においては、生産や消費の「社会化」が不可避的に進行しており、もはや自由な競争の市場経済、それにもとづく「原子論的社会」、「個人主義的資本主義」の時代は過ぎ去ってしまったという歴史認識を前提にして、「社会的正義と社会的安定のために経済力を制御し指導することを計画的に目指すような体制への移行」を行なうこと、そのために「集団行動を媒介とする現代資本主義の運営技術を可能なかぎり改善する」こと(J. M. Keynes, *The collected writings*, vol. IX, p. 305, 292)の中心の措置として「国民所得とその分配を調整する手段としてのフィスカル・ポリシー」を構築することが努められた。
- ここには、国家の政策活動の中心点を、市場競争の自由な作用を発揮させるための秩序政策におくという新自由主

義的方向とは明らかに異なる視角が示されている。委員会が、現実の西ドイツの経済構造が集中化をすすめ、自由な価格機構の働きをますます前提にしえなくなつて来ているにも拘らず、そのことを真正面からとりあげることをしなくなり、それにつれて市場の原理論的安定性への信頼が強められていったことは、新自由主義的立場の実践的役割と現実分析上での有効性を判断する上で特徴的であると云える。

- (40) JG 1972, Z. 490~495
- (41) JG 1973, Z. 332
- (42) Ebenda, Z. 318
- (43) JG 1974, Z. 369
- (44) JG 1969, Z. 113
- (45) 一九六六年を基準年次とする理由については JG 1970, Z. 329ff.
- (46) JG 1979, S. 114
- (47) JG 1976, S. 203, JG 1977, S. 216, JG 1978, S. 213, JG 1979, S. 217, JG 1980, S. 218
- (48) W. Meibner, a. a. O., S. 87
- (49) フォンカリスムとマネタリスムの経済安定政策及び貨幣政策の差異については D. B. Simmert, Alternative Stabilisierungskonzepte: Fiskalismus kontra Monetarismus, in WSI-Mitteilungen 5/1972. R. Pohl, Geldbasis versus Liquiditätssaldo—Ein Vergleich zweier geldpolitischer Konzepte—, in WSI-Mitteilungen, 9/1972.
- (50) JG 1970, Z. 359ff.
- (51) JG 1971, Z. 143
- (52) W. Meibner, a. a. O., S. 118-119
- (53) M. J. M. Neumann, Theoretisch wenig fundiert, empirisch nicht belegt, in R. Molitor (Hrsg.), a. a. O., S. 127-134
- (54) ケーラーは七一年にも少数意見を示しているが、その主要論点は多数派の変動相場制賛成論に対し、変動幅を設けた固定相場制を主張したものであった。その点で七一答申での少数意見は七二・七三答申でのそれと性格を異にして

いる。なお、ケラーの貨幣政策論が、フィスカリズムからマネタリズムへの過渡的性格をもつことについて、バルテルは次の様に述べている。「ケラーによって主張される流動性構想は修正されたケインズ主義的立場と解釈しうる。先づ、それは利子 \parallel 借入費用にではなく借入自体に第一義的に注目する。第二に、貨幣政策を短期反循環的に変動させるものではなく、潜在生産力を基準に中期的に発動するやり方に代っている。しかし、それは、貨幣量と国民所得との間の関数関係を、また貨幣量の直接的誘導の可能性をも否定している点で、マネタリズムの立場とは明らかに異なる --- 」J. Barthele, *Das Inflationsprobleme und die monetaristische Wirtschaftspolitik: Geldmengensteuerung*, in W. Meißner, a. a. O., S. 119

(55) JG 1972, Z. 395

(56) Ebenda, Z. 405

(57) 「流動性視点から貨幣量視点への貨幣政策の転換は、しかし、連邦銀行によって、明示的にマネタリスト的根拠を示した形でなく、商業銀行の信用供与態度の変化とかかわって生じた。以前は、商業銀行は自由流動性準備を一種の安全準備とみなし、流動性比率が低下すると信用供与を制限したが、七〇年代のはじめから銀行は相應の信用需要がある場合には自由流動性準備を安全に信用供与のために利用した。」J. Barthele, *Geldpolitik in der Krise*, in *WSt-Mitteilungen*, 3/1979, S. 168

(58) JG 1973, Z. 332

(59) JG 1974, Z. 390

(60) Ebenda, Z. 394

(61) Ebenda, Z. 395

(62) 第一回答申の第二四八項のd, eで社会的平均以上または以下の労働力需要が発生する部門の賃金上昇が、社会的平均の費用水準中立的賃金上昇よりも速い又はおそいものとなることを論じている。

(63) 七七年以降の答申の付録に次のような実質賃金ボジション (RLP) の計算式が示されている (JG 1977, S. 214)

$$RLP_t = \frac{BLS_{t,ost} + AGB_{t,ost}}{A_{t,ost}} \cdot \frac{1}{P_{t,pe}} \cdot \frac{BIP_{t,ost} \cdot GNI_{t,r}}{E_{t,ost} \cdot BIP_t}$$

BLS || 総賃金・俸給額

AGB || 雇主の社会保険支払額

A || 被雇用者数

E || 就業者数

P_{pe} || 民間消費価格指数

BIP || 総国内生産額

GNI || 総国民所得

r || 固定価格表示

ost || 非政府部門

t || 観察年次

- (74) Gewinnbeteiligung bei begrenzter Haftung, JG 1972, Z. 501~510
- (59) JG 1972, Z. 502
- (69) JG 1975, Z. 370
- (67) W. Meißner, a.a.O., S. 81
- (68) JG 1975, Z. 64
- (69) Ebenda, Z. 381
- (70) JG 1976, Z. 296, 309
- (71) Ebenda, Z. 76, 77
- (72) Ebenda, Z. 309
- (73) JG 1977, Vorwort, Z. 2
- (74) Ebenda, Z. 288
- (75) Ebenda, Z. 241
- (76) Ebenda, Z. 323

西ドイツ経済専門家委員会答申の政策論理 (坂野)

- (77) Ebenda, Z. 438
- (78) JG 1978, Z. 307
- (79) Ebenda, Z. 314, 323, 379
- (80) JG 1979, Z. 272
- (81) Ebenda, Z. 335
- (82) Ebenda, Z. 285, 350, 279
- (83) Ebenda, Z. 387
- (84) JG 1980, Z. 312
- (85) Ebenda, Z. 300
- (86) Ebenda, Z. 303
- (87) シェルホルンの少数意見の論点は次の通り。七七答申では、(1)技術進歩と需要増加、(2)需要変化と余暇選択。(3)労働時間短縮、(4)適切な成長の課題と展望。七八年六月の特別答申では、(1)成長と完全雇用、(2)労働時間短縮の必要性。七八年答申では、(1)成長と雇用にとっての国家の意義、(2)賃金政策の役割、(3)労働時間短縮の評価、(4)需要変動の評価。
- (88) グラステッターの八〇答申での少数意見のテーマは、(1)基本路線について (2)経済政策上の帰結についての2点。
- (89) Sondergutachten von 19. Juni 1978, Z. 42-45
- (90) JG 1978, Z. 485-493
- (91) JG 1980, Z. 495-505